

# 令和3年度決算に基づく財政の 健全性に関する比率審査意見書

令和4年8月29日提出

郡山市監査委員

4 郡監査第454号  
令和4年8月29日

郡山市長

郡山市監査委員	藤橋桂市
郡山市監査委員	橋本勉
郡山市監査委員	久野三男
郡山市監査委員	栗原晃

令和3年度決算に基づく財政の健全性に関する比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度決算に基づく財政の健全性に関する比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

# 目 次

I	健全化判断比率審査意見	5
第1	準拠基準	6
第2	審査の概要	6
1	審査の種類	6
2	審査の対象	6
3	審査の着眼点	6
4	審査の主な実施内容	6
5	審査の日程及び実施場所	6
第3	審査の結果	6
第4	審査意見	7
1	実質赤字比率	7
2	連結実質赤字比率	7
3	実質公債費比率	7
4	将来負担比率	7
第5	健全化判断比率の概要	8
1	実質赤字比率	8
2	連結実質赤字比率	9
3	実質公債費比率	10
4	将来負担比率	11
II	公営企業会計資金不足比率審査意見	13
(I)	公営企業法適用	14
第1	準拠基準	14
第2	審査の概要	14
1	審査の種類	14
2	審査の対象	14
3	審査の着眼点	14
4	審査の主な実施内容	14
5	審査の日程及び実施場所	14
第3	審査の結果	15
第4	審査意見	15

第5	資金不足比率の概要	15
1	水道事業会計	16
2	工業用水道事業会計	16
3	下水道事業会計	16
4	農業集落排水事業会計	17
(II)	公営企業法非適用	18
第1	準拠基準	18
第2	審査の概要	18
1	審査の種類	18
2	審査の対象	18
3	審査の着眼点	18
4	審査の主な実施内容	18
5	審査の日程及び実施場所	18
第3	審査の結果	19
第4	審査意見	19
第5	資金不足比率の概要	20
1	総合地方卸売市場特別会計	20
2	工業団地開発事業特別会計	20
3	熱海温泉事業特別会計	20
4	湖南簡易水道事業特別会計	21
5	中田簡易水道事業特別会計	21
6	熱海中山簡易水道事業特別会計	21

凡 例

- 1 本意見書中の数値は、表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。  
また、比率及び算出過程の数値は、算定様式に基づき算出される数値を使用している。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  

( - )	……………	該当数値がないか、又は算出不能
( △ )	……………	減少しているか、又は該当数値がマイナス
- 3 本意見書中の公営企業法適用の公営企業会計の数値は、消費税及び地方消費税を抜いた数値である。

# I 健全化判断比率審査意見

# I 健全化判断比率審査意見

## 第1 準拠基準

郡山市監査基準

## 第2 審査の概要

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率審査

### 2 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 3 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

### 4 審査の主な実施内容

健全化判断比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

### 5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程  
令和4年7月26日から令和4年8月29日まで
- (2) 実施場所  
監査委員室
- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取  
令和4年8月29日

## 第3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	5.6	5.0	4.3	3.2	2.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	—	—	350.0	

注1 「—」の表示は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを示す。

注2 早期健全化基準及び財政再生基準は、総務省が示す数値である。

## 第4 審査意見

令和3年度の決算に基づく健全化判断比率に関し、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに黒字で赤字額はなく、実質公債費比率は前年度より良化した。また、将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負担額が生じない結果となった。いずれも国の示した早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態にあると認められる。

しかしながら、今後においても、災害への防災・減災対策など様々な行政課題に的確に対応する必要があり、引き続き厳しい財政運営となることが予想される。

今後とも、的確に財政状況を把握し、歳入においては、収入率の向上や公有資産の有効活用により自主財源の安定的な確保を図るとともに、国等の財政措置を積極的に活用すること。

また、歳出においては、既存事業の見直しなど効率的かつ効果的な予算執行を推進し、持続可能で健全な財政運営に努めること。

### 1 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（注1）を対象とした実質赤字の標準財政規模（注2）に対する程度を指標化したもので、令和3年度一般会計等の翌年度に繰り越すべき財源等を差し引いた実質収支額は6,945,169千円の黒字であり、歳入不足による支払繰延もないことから、実質赤字は生じておらず、比率は算出されない。

### 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び14の特別会計を対象とした実質赤字又は資金不足額の程度を指標化したもので、令和3年度の実質収支額等の合計は21,399,781千円の黒字であることから、比率は算出されない。

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3か年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3か年平均の比率は2.7%となり、前年度の3.2%に比べ0.5ポイント良化し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

### 4 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化したもので、地方債償還金、債務負担行為に基づく支出予定額、第三セクターの損失補償債務等に係る負担などの、令和3年度における将来負担すべき実質的な負債額は生じず、比率は算出されない。

注1 一般会計等とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項で定められており、本市では、一般会計のほか公共用地先行取得事業、荒井北井・富田第二・伊賀河原・徳定・大町の各土地区画整理事業、郡山駅西口市街地再開発事業及び母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計をあわせたものとなる。

注2 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その大きさは「標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

## 第5 健全化判断比率の概要

### 1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{（％）} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

①                      ②                      ③

- ①繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ②支払繰延額：実質上歳入不足のため支払を翌年度に繰り延べた額
- ③事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額

（参考：一般会計等の実質収支が黒字の場合）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(\text{歳出総額} - \text{歳入総額}) + \text{翌年度に繰り越すべき財源} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$= \frac{(156,511,479 \text{千円} - 165,334,240 \text{千円}) + 1,830,789 \text{千円} + (0 \text{千円} + 46,803 \text{千円})}{\text{標準財政規模 } 73,189,627 \text{千円}} \times 100$$

一般会計等の歳入総額は 165,334,240千円で前年度の 195,182,826千円に比べ 29,848,586千円減少し、歳出総額は 156,511,479千円で前年度の 187,297,957千円に比べ 30,786,478千円減少している。差し引くべき翌年度に繰り越すべき財源は 1,830,789千円、事業繰越額は 46,803千円であり、実質収支額は 6,945,169千円（一般会計 6,923,655千円、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 21,507千円及び郡山駅西口市街地再開発事業特別会計 7千円）の黒字となり、繰上充用額、歳入不足による支払繰延額はなく、実質赤字は生じないことから、実質赤字比率は算出されない。

なお、上記の算式による標準財政規模 73,189,627千円に対する数値は △9.48%となり、前年度の △8.69%に比べ 0.79ポイント良化している。

<実質赤字比率の算出基礎>

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
歳 入 総 額	165,334,240	195,182,826	△ 29,848,586	△ 15.3%
歳 出 総 額	156,511,479	187,297,957	△ 30,786,478	△ 16.4%
翌年度に繰り越すべき財源	1,830,789	1,719,470	111,319	6.5%
事 業 繰 越 額	46,803	54,753	△ 7,950	△ 14.5%
実 質 収 支 額	6,945,169	6,110,646	834,523	13.7%
標 準 財 政 規 模	73,189,627	70,309,603	2,880,024	4.1%
実際に算出される数値	△ 9.48%	△ 8.69%	△ 0.79	9.1%

## 2 連結実質赤字比率

一般・特別全会計の連結実質赤字比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{全会計の実質赤字額} \\ (\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④}) \\ (0 \text{ 千円} + 0 \text{ 千円}) - (8,594,150 \text{ 千円} + 12,805,631 \text{ 千円}) \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ 73,189,627 \text{ 千円} \end{array}} \times 100 \text{ (\%)}$$

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業（地公企法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

一般会計等を除いた公営企業以外の特別会計の実質収支額は 1,648,981千円(国民健康保険特別会計 801,726千円、後期高齢者医療特別会計 21,014千円、介護保険特別会計 812,603千円、駐車場事業特別会計 13,638千円)の黒字で実質赤字はなく、一般会計等の実質収支額 6,945,169千円との合計額は 8,594,150千円となり、また、公営企業会計の資金剰余額は 12,805,631千円(水道事業会計 11,420,422千円、工業用水道事業会計 397,614千円、下水道事業会計 397,567千円、農業集落排水事業会計 515千円、湖南簡易水道事業特別会計 13,086千円、中田簡易水道事業特別会計 6,529千円、熱海中山簡易水道事業特別会計 7,782千円、熱海温泉事業特別会計 562,116千円)であり、連結実質赤字額はなく、連結実質赤字比率は算出されない。

なお、算式に基づく実質収支額等の合計は 21,399,781千円で、標準財政規模 73,189,627千円に対する数値は △29.23%となり、前年度の △28.21%に比べ 1.02ポイント良化している。

<連結実質赤字比率の算出基礎>

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
① 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額	0	0	0	-
② 公営企業会計の資金不足額	0	133,089	△ 133,089	△ 100.0%
③ 公営企業以外の会計の実質黒字額	8,594,150	7,562,826	1,031,324	13.6%
④ 公営企業会計の資金剰余額	12,805,631	12,407,297	398,334	3.2%
標準財政規模	73,189,627	70,309,603	2,880,024	4.1%
実際に算出される数値	△ 29.23%	△ 28.21%	△ 1.02	3.6%

### 3 実質公債費比率

一般会計等が負担する実質公債費比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\text{① (地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{② (特定財源+※特定の基準財政需要額算入額)}}{\text{③ (標準財政規模 - 特定の基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

※ 特定の基準財政需要額算入額：基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金額

令和元年度から令和3年度までの各年度の一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の合計額と、元利償還金等に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額の合計額、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額は、下表のとおりである。これにより算出される単年度の比率は、令和元年度 3.9%、令和2年度 2.3%、令和3年度 2.1%であり、3か年平均の比率は 2.7%となり、前年度の3.2%に比べ 0.5ポイント良化している。

なお、令和3年度の単年度の比率は、一般会計等の元利償還金（繰上償還額を除く）260,826千円(2.8%)の減等に伴う元利償還金+準元利償還金 194,313千円(1.5%)の減と標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額 2,959,457千円(4.8%)の増により、前年度に比べ 0.19ポイント良化している。

<実質公債費比率の算出基礎>

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①元利償還金+準元利償還金	14,155,506	13,153,187	12,958,874
②①に充てられる特定財源及び特定の基準財政需要額算入額	11,857,783	11,744,959	11,607,598
差引額 ①-②	2,297,723	1,408,228	1,351,276
③標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額	59,424,062	61,345,901	64,305,358
単年度比率 (①-②)/③×100	3.86665%	2.29555%	2.10134%
単年度比率の3か年平均	2.7%		

<元利償還金+準元利償還金の内訳>

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等の元利償還金(繰上償還額を除く)	9,459,153	9,147,178	8,886,852
公営企業会計の償還金に対する繰出金	4,488,688	3,789,854	3,839,537
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	141,972	151,875	137,995
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	65,693	64,280	94,490
合 計	14,155,506	13,153,187	12,958,874

#### 4 将来負担比率

一般会計等の将来負担比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{r} \text{将来負担額} \\ \text{①} \\ 154,815,865 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{※ 充当可能財源等} \\ \text{②} \\ 166,633,633 \text{ 千円} \end{array}}{\underbrace{\text{標準財政規模} - \text{特定の基準財政需要額算入額}}_{\text{③} \\ 64,305,358 \text{ 千円}}} \times 100$$

※ 充当可能財源等 = 充当可能基金額 + 特定財源見込額 +  
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

一般会計等が財政負担をする地方債償還金や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額、地方債償還額等に充てることのできる充当可能財源等、また、標準財政規模から特定の基準財政需要額算入見込額を差し引いた額は下表のとおりであり、これにより算出される将来負担すべき実質的な負債額が生じないことから、将来負担比率は算出されない。

将来負担額の合計は 154,815,865千円で、一般会計等地方債現在高 5,144,467千円(6.1%)及び一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の負担等見込額 2,328,189千円(4.9%)の増などにより、前年度に比べ 7,315,215千円(5.0%)増加したが、差し引かれる充当可能財源等も前年度に比べ 14,094,073千円(9.2%)増加している。

なお、上記の算式に基づく数値は △18.3%であり前年度の △8.2%に比べ 10.1ポイント良化している。

< 将来負担比率の算出基礎 >

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
①将来負担額	154,815,865	147,500,650	7,315,215	5.0%
②充当可能財源等	166,633,633	152,539,560	14,094,073	9.2%
差引額 ①－②	△ 11,817,768	△ 5,038,910	△ 6,778,858	134.5%
③標準財政規模から特定の基準財政需要額算入額を差し引いた額	64,305,358	61,345,901	2,959,457	4.8%
実際に算出される数値	△ 18.3%	△ 8.2%	△ 10.1	123.2%

<将来負担額の内訳>

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	増減率
一般会計等地方債現在高	89,093,938	83,949,471	5,144,467	6.1%
債務負担行為に基づく支出予定額	291,661	351,107	△ 59,446	△ 16.9%
一般会計等以外の特別会計の地方債償還金の負担等見込額	49,954,257	47,626,068	2,328,189	4.9%
一部事務組合等の地方債償還金の負担等見込額	422,388	437,315	△ 14,927	△ 3.4%
退職手当支給予定額に係る負担見込額	15,053,621	15,136,689	△ 83,068	△ 0.5%
土地開発公社の負債に係る負担見込額	0	0	0	-
第三セクターの損失補償債務等に係る負担見込額	0	0	0	-
全会計の連結実質赤字額	0	0	0	-
一部事務組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額	0	0	0	-
合 計	154,815,865	147,500,650	7,315,215	5.0%

## II 公營企業會計資金不足比率審查意見

## Ⅱ 公営企業会計資金不足比率審査意見

### (Ⅰ) 公営企業法適用

#### 第1 準拠基準

郡山市監査基準

#### 第2 審査の概要

##### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

##### 2 審査の対象

令和3年度決算に基づく公営企業会計（法適用）資金不足比率

- (1) 郡山市水道事業会計
- (2) 郡山市工業用水道事業会計
- (3) 郡山市下水道事業会計
- (4) 郡山市農業集落排水事業会計

##### 3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

##### 4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

##### 5 審査の日程及び実施場所

- (1) 審査の日程

令和4年7月26日から令和4年8月29日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

### 第3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

記

(単位：%)

会 計 名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	経営健全 化基準
水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	—	104.0	—	

注1 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

注2 経営健全化基準は、総務省が示す数値である。

### 第4 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計（法適用）において資金不足額はなく、健全な状態にあると認められる。

## 第5 資金不足比率の概要

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{（流動負債※1＋特定の地方債の現在高※2－流動資産※3）－解消可能資金不足額※4}}{\text{営業収益の額－受託工事収益の額}} \times 100$$

（％）

事業の規模

※1 流動負債：貸借対照表上の流動負債の額から、流動負債の企業債を控除した額  
 ※2 特定の地方債：建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の当年度決算における残高から、流動負債として整理されている地方債現在高を控除した額  
 ※3 流動資産：貸借対照表上の流動資産の額から、翌年度に繰り越した事業の財源を控除した額  
 ※4 解消可能な資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合に、控除する一定の額。資金不足が発生しない事業については、算定不要

### 1 水道事業会計

令和3年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、11,420,422千円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
資金不足額 A	△ 11,420,422	△ 11,365,038	△ 55,383	0.5
事業の規模 B	7,258,637	7,246,725	11,912	0.2
資金不足比率 A/B × 100	—	—	—	—

注1 資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。

注2 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

### 2 工業用水道事業会計

令和3年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、397,614千円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
資金不足額 A	△ 397,614	△ 66,696	△ 330,918	496.2
事業の規模 B	39,026	51,366	△ 12,340	△ 24.0
資金不足比率 A/B × 100	—	—	—	—

注1 資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。

注2 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

### 3 下水道事業会計

令和3年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、397,567千円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
資金不足額 A	△ 397,567	△ 413,321	15,754	△ 3.8
事業の規模 B	5,164,938	5,221,660	△ 56,722	△ 1.1
資金不足比率 A/B×100	—	—	—	—

注1 資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。

注2 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

### 4 農業集落排水事業会計

令和3年度末における特定の地方債残高はないので、流動負債から流動資産を差し引いた額は、515千円の余剰となることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
資金不足額 A	△ 515	133,089	△ 133,604	△ 100.4
事業の規模 B	127,213	127,865	△ 652	△ 0.5
資金不足比率 A/B×100	—	104.0	—	—

注1 資金不足額Aが△の場合は、資金剰余額を示している。

注2 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

## (Ⅱ) 公営企業法非適用

### 第1 準拠基準

郡山市監査基準

### 第2 審査の概要

#### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率審査

#### 2 審査の対象

令和3年度決算に基づく公営企業会計（法非適用）資金不足比率

- (1) 郡山市総合地方卸売市場特別会計
- (2) 郡山市工業団地開発事業特別会計
- (3) 郡山市熱海温泉事業特別会計
- (4) 郡山市湖南簡易水道事業特別会計
- (5) 郡山市中田簡易水道事業特別会計
- (6) 郡山市熱海中山簡易水道事業特別会計

#### 3 審査の着眼点

各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、書類が適正に作成されているか、算出過程に誤りはないか等を主眼とした。

#### 4 審査の主な実施内容

資金不足比率の算定の基礎となる書類の試査

- (1) 帳簿突合、計算突合、分析的手続

#### 5 審査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和4年7月26日から令和4年8月29日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

### 第3 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、いずれも適正に算定され、それぞれの計数は財務諸表と一致しており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めた。

記

(単位：%)

会 計 名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	経営健全化 基準
総合地方卸売市場特別会計	—	—	—	—	—	20.0
工業団地開発事業特別会計	—	—	—	—	—	
熱海温泉事業特別会計	—	—	—	—	—	
湖南簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—	
中田簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—	
熱海中山簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—	

注1 「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

注2 経営健全化基準は、総務省が示す数値である。

### 第4 審査意見

資金不足比率は、公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合を指標化したものであり、各公営企業会計（法非適用）においては、いずれも収支が保たれている。

また、歳入不足による事業繰越や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てる地方債の発行等も皆無であることから資金不足額はなく、健全な状態にあると認められる。

## 第5 資金不足比率の概要

資金不足比率の算出過程を式で示すと次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(参考：資金の剰余額がある場合)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{歳出} - \text{歳入} + \text{翌年度に繰り越すべき財源} + \text{特定の地方債の現在高}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}} \times 100$$

※1 特定の地方債：建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債  
※2 宅地造成のみを行う場合は、「資本+負債」の額が事業の規模を表す。

### 1 総合地方卸売市場特別会計

歳入歳出額は、ともに 1,981,727千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 260,966千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

### 2 工業団地開発事業特別会計

歳出額は 1,294,055千円、歳入額は 1,294,154千円、翌年度に繰り越すべき財源は 99千円であり、建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから資金不足額はなく、資金不足比率は算出されない。

なお、宅地造成事業のみを行う場合の事業の規模を表す額は、資本の額に相当する額及び負債の額に相当する額の合算額であり 820,188千円となる。

### 3 熱海温泉事業特別会計

歳出額は 107,690千円、歳入額は 669,806千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから、562,116千円の余剰となり、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 38,119千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

#### 4 湖南簡易水道事業特別会計

歳出額は 164,189千円、歳入額は 177,275千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから、13,086千円の余剰となり、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 32,972千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

#### 5 中田簡易水道事業特別会計

歳出額は 22,021千円、歳入額は 28,550千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから、6,529千円の余剰となり、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 1,989千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。

#### 6 熱海中山簡易水道事業特別会計

歳出額は 10,353千円、歳入額は 18,135千円であり、翌年度に繰り越すべき財源や建設改良費及び準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高は皆無であることから、7,782千円の余剰となり、資金不足比率は算出されない。

なお、事業の規模を表す営業収益に相当する収入の額は 1,261千円であり、差し引くべき受託工事収益に相当する収入はない。